

前橋東部商工会プレミアム付商品券

取扱店募集要領

前橋東部商工会

前橋東部商工会プレミアム付商品券

取扱店募集要領

1. 目的

新型コロナウイルスの影響により、消費需要の減退が見られる地域経済縮小の克服をするべく、前橋東部商工会員の売上高向上に貢献するための「前橋東部商工会 プレミアム付商品券」（以下 商品券とする）を発行いたします。

本事業は、地域における消費の拡大・会員間の交流・地域経済の活性化に寄与することを目的としています。

2. 商品券の発行概要

商品券名称	「前橋東部商工会プレミアム付商品券」
発行者	前橋東部商工会
発行総額	5,000,000円
発行冊数	1,000冊 ◆ 1冊「1,000円×5枚=5枚つづり」 額面5,000円を3,000円で販売
プレミアム率	約67%
取扱店負担	なし
購入限度額	1事業所につき4冊（20,000円）まで
販売日時	令和2年7月27日（月）～【予定】
販売場所	前橋東部商工会
商品券有効期間	令和2年8月1日（土）～令和2年10月31日（土）まで
商品券換金期間	令和2年8月4日（火）～令和2年11月10日（火）まで【土・日・祝除く】

3. 商品券取扱厳守事項

- （1）他店での転用及び未使用の商品券の直接換金は禁止します
- （2）商品券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。
- （3）商品券と現金の交換は禁止します。
- （4）お釣りは出してください。
- （5）商品返品の際の返金はできません。
- （6）他割引企画との併用不可やポイント加算対象外などを定める場合（特売品など）はあらかじめ

利用者が認識できるよう、陳列棚・チラシ等にその旨明示してください。

(7) 有効期限を過ぎた商品券は受け取らないでください。

有効期限：令和2年10月31日（土）

(8) 商品券の盗難・紛失・滅失または偽造・模造等に対して、発行者（前橋東部商工会）は責任を負いません。

4. 取扱店登録にあたっての取扱店資格

前橋東部商工会員であること

5. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気、ガス、水道等）
- (2) 不動産や金融商品（土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料（一時預かりを除く）等）
- (3) 有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗独自の金券等）
旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (6) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) その他各取扱店舗が指定するもの

6. 取扱店登録申請について

(1) 登録方法

取扱店登録希望者は、この「募集要領」に同意の上、別紙の「取扱店登録申込書」に必要事項を記入し以下のいずれかの方法で申請してください。

- ①郵送で申請
- ②FAXで申請
- ③e-mailで申請

〒371-0244 前橋市鼻毛石町 1426-1

前橋東部商工会「プレミアム付商品券取扱店舗受付事務局」 宛

FAX：027-283-7103

e-mail:maeto-s@myg.or.jp

(2) 登録期間

令和2年7月1日（水） ～ 7月20（月）まで

登録期間後も申請いただけますが、対象者に配布する「取扱店案内パンフレット」に店名の記載がされませんので、極力期間内に登録してください。

(最新情報については、前橋東部商工会ホームページに記載予定です)

(3) 登録

登録申請のあった事業所、店舗等については前橋東部商工会で内容確認後取扱店舗として登録します。後日、店頭に掲示していただく「取扱店表示ポスター」「商品券（見本）」「登録店証明書」等を配布いたします。

配布予定7月末

登録後であっても申込内容に虚偽・不備がある場合は、登録を取り消す場合があります。

7. 取扱店の責務について

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

- (1) 取扱店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が発行する「取扱店表示ポスター」を消費者にわかりやすい場所に掲示してください。(店頭・レジ等)
- (2) 使用される商品券は、事務局が事前に配布する「見本」と間違いないか確認してください。
なお、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともにすみやかに警察へ通報していただくとともに、前橋東部商工会宛ご連絡をお願いいたします。商品券の「見本」については、商品券を取り扱うすべての従業員に周知をお願いいたします。
- (3) 取引により商品券を受け取ったときは、券裏面に「受領店舗名」を押印・記入し、再流出防止を厳守してください。すでに受領印があるものは、受け取り拒否をしてください。

8. 換金手続について

- (1) 換金に必要なもの
 - ・取扱店登録証明書
 - ・商品券（裏面に受領店舗名記入）
 - ・換金請求書

所定の換金請求書に換金希望日等を記載の上、事前に FAX ください。
- (2) 換金手数料
なし
- (3) 換金期間
令和2年8月4日（火）～令和2年11月10日（火）
平日（土日祝除く） 10:00～17:00
- (4) 換金場所
前橋東部商工会

◆換金請求期間は、厳守してください

上記期間を過ぎてからの受付には応じられませんので必ず期間中の換金をお願いいたします。

9. 取扱店の取消

取扱店「募集要領」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否・取扱店の登録の取り消し及び損害金の発生が生じる場合があります。

10. その他留意事項

その他「募集要領」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、事務局内で協議しその対応を決定します。

前橋東部商工会

〒371-0244

前橋市鼻毛石町 1426-1

TEL : 027-283-2422

FAX : 027-283-7103

Mail : maeto-s@myg.or.jp